

島根県国土強靱化計画（改訂素案）に対するご意見と県の考え方

1. パブリックコメント

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
1	<p><b>【職員の災害対応への意識啓発】</b>                      災害対応する職員の参集が適切に実施されるためには、職員が甚大な被災を受けずに参集できる心構えと備えが必要である。</p> <p>職員自ら及びその家族等自体が甚大な被災を受けないように、普段から家具の固定や防災グッズ等の備蓄などの準備を努力目標として促すことが必要でないか。</p>	<p>ご意見のとおり、職員やその家族等が平時から災害に備えた取組を行うことは重要であり、本計画において「県・市町村及び県民に対する防災教育 [P33] 」として推進方針を定めています。</p> <p>県では、災害時における職員自身の自助や共助の対応などを含め、県職員として身につけるべき防災の考え方について理解を深めるよう、職員を対象とした研修等を開催しており、引き続き、職員の災害対応への意識啓発を行い、体制の強化を図ってまいります。</p>
2	<p><b>【建設業界の災害時における体制維持】</b>                      行政側の危機管理計画とともに、災害時に現場で実働できる人材、資機材等の確保が必要である。</p> <p>県内各地域での建設業界が有事に対応できる体制が維持できるよう公共事業費を適切に確保し、建設業界の経営規模・体力の維持を図っておく必要があるのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、建設業は、インフラ整備だけでなく、地域の生活維持を図っていく上で不可欠な存在であり、引き続き、道路整備や防災・減災対策、老朽化対策といった必要な基盤整備を国に強く訴えていくなど、十分な公共事業予算の確保に努め、地域の建設業者が将来にわたり計画的な経営が見通せるよう取り組みます。</p> <p>ご意見を踏まえ、以下の通り改訂案に盛り込みました。                      「3. 施策分野ごとの推進方針」の次の箇所を変更（下線部を追加）。 [P33]                      ※関連する脆弱性評価（別紙1 [P55]、別紙2 [P97]）も変更。</p> <p>(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）                      2) 防災組織等の活動環境の整備                      （災害復旧の担い手の確保）                      ・<u>今後必要となる基盤整備を進めるための安定的な公共事業予算の確保に努めるほか</u>、建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組（魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等）を推進する。</p>

島根県国土強靱化計画（改訂素案）に対するご意見と県の考え方

1. パブリックコメント

No	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方
3	<p><b>【県庁機能の代替施設の確保】</b>  「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」では、県庁機能の代替施設は発災後速やかに設定するとされているが、災害事務で忙殺されている中でこれを的確に行うことは現実的でないとする。したがって、県庁等の機能を代替施設は、事前に指定のうえ県民に周知しておけば安心感があるのではないかと懸念。</p>	<p>本計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針であり、具体的な取組は、地域防災計画を始めとする各計画に基づき実施していくこととしています。</p> <p>災害時に代替施設を確保する必要が発生した場合は、「島根県大規模地震・津波災害業務継続計画」において、災害対策本部の設置場所に準じて代替施設を選定することとしており、この災害対策本部の設置場所については、「島根県地域防災計画」において、県庁舎が被災した場合等県庁内で災害対策本部が設置できない場合に備え、以下のとおり代替施設を指定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〔第1位〕 島根県松江合同庁舎講堂</li> <li>〔第2位〕 島根県浜田合同庁舎大会議室</li> <li>〔第3位〕 その他の島根県合同庁舎等</li> </ul>
4	<p><b>【防災拠点等の確保】</b>  大規模災害においては、県内の基本情報（地理的位置、その時点で利用可能な道路等）や被災状況の周知と県や自治体からのニーズや受援方針を伝えるために、災害時に県内外からの支援を受け入れる場所（人員、資機材参集場所）を事前に予定しておくことが必要でないかと懸念。</p>	<p>本計画は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針であり、具体的な取組は、地域防災計画を始めとする各計画に基づき実施していくこととしています。</p> <p>防災拠点等の確保については、「島根県地域防災計画」において定めており、重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保することとしています。</p>